

## ●支給要件●

介護休業開始日から起算して1か月ごとに区切った場合（区切られた1か月の間に介護休業終了日が含まれる場合は、その介護休業終了日まで）の各期間（これを「支給単位期間」といいます。）について、次の要件をすべて満たしている場合に支給対象（これを「支給対象期間」といいます。）となります。

- イ 支給単位期間の初日から末日まで継続して被保険者資格を有していること。
- ロ 支給単位期間に、就業していると認められる日数が10日以下であること。  
（介護休業終了等により、1か月に満たない支給単位期間については、就業していると認められる日数が10日以下であるとともに、介護休業による全日休業日が1日以上あれば、当該要件を満たします。また、この全日休業日には、日曜日・祝祭日のような事業所の所定労働日以外の日を含みます。）
- ハ 支給単位期間に支給された賃金額※が、休業開始時の賃金月額額の80%未満であること。

※ 「支給単位期間に支給された賃金額」とは

支給単位期間中に支給された賃金とは、「その期間に支払日のあるもの」をいいます。ただし、介護休業期間外を対象としているような賃金や対象期間が不明確な賃金は含めず、原則として介護休業期間中を対象としていることが明確な賃金の額のみとなります。

例示 賃金締切日 20日 賃金支払日 25日 休業開始日 4月15日の場合



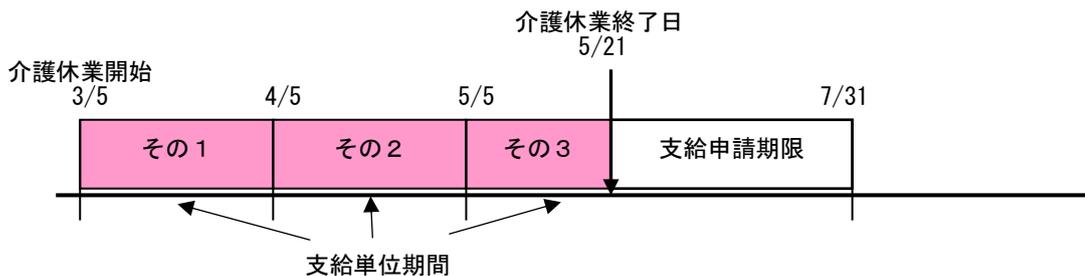
解説：4月25日に支払われた賃金の中には、3月21日～4月14日を対象とした給与・手当等が含まれているため、「支給対象期間その1」には、**介護休業期間中を対象としていることが明確な賃金のみを計上**することとしてください。

## ●支給対象期間●

介護休業給付金の支給対象期間は次のとおりです。

- イ 介護休業開始日から1か月ごとに区切った期間を単位として、一回の介護休業期間は最長3か月となるため、一回の介護休業につき、最大3支給単位期間を支給。
- ロ 3か月を経過するまでに介護休業を終了し職場復帰をした場合は、介護休業を終了した日まで。なお、93日を限度に3回までに限り支給。

例示 介護休業開始日 3月5日 介護休業終了日 5月21日



解説： 上記のような事例では、介護休業開始後3か月を経過するまでの間に職場復帰をしているため、介護休業終了日（＝5月21日）までの期間が支給対象となります。

また、最後の支給単位期間（5月5日～5月21日）については、就業していると認められる日が10日以下であるとともに、介護休業による全日休業日が1日以上あれば支給対象となります。

また、介護休業給付の申請は、「対象介護休業の終了日の翌日から起算して2か月を経過する日の属する月の末日まで」となっていることから、この場合の支給申請期限は7月31日までとなります。

## ●支給額●

### ① 休業期間中に賃金が支払われていない場合

イ 支給単位期間が1か月ある場合（最後の支給単位期間を除く。）

$$\text{支給額} = \text{休業開始時賃金日額} \times \text{支給日数} (30 \text{ 日} \ast^1) \times 67\%$$

ロ 最後の支給単位期間（職場復帰等による休業終了日を含む。）の場合

$$\text{支給額} = \text{休業開始時賃金日額} \times \text{支給日数} (\text{暦の日数} \ast^1) \times 67\%$$

$\ast^1$  支給日数について

- 休業終了日を含まない支給単位期間……30日
- 休業終了日を含む支給単位期間……暦の日数（最後の支給単位期間の初日から休業終了日までの日数）

### ② 休業期間中に事業主から賃金が支払われている場合

イ 支払われた賃金が、休業開始時賃金月額額の13%以下の場合

$$\text{支給額} = \text{休業開始時賃金日額} \times \text{支給日数} \times 67\%$$

ロ 支払われた賃金が、休業開始時賃金月額額の13%超～80%未満の場合

$$\text{支給額} = \text{休業開始時賃金日額} \times \text{支給日数の} 80\% \text{相当額と賃金の差額を支給。}$$

ハ 支払われた賃金が、休業開始時賃金月額額の80%以上の場合

$$\text{支給額} = \text{支給されません。}$$

なお、休業開始時賃金月額には、上限額および下限額があります。

また、以下の**支給上限額**により、減額される場合や支給されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

$\ast$  上限額及び下限額は、毎年8月1日に変更される場合があります。

具体例：休業開始時の賃金日額が7,000円（賃金月額は21万円）であって、

- ① 支給単位期間中に賃金が支払われていない場合（13%以下）  
→  $\text{支給額} = 7,000 \text{ 円} \times 30 \text{ 日} \times 67\% = 140,700 \text{ 円}$
- ② 支給単位期間に賃金が15万円支払われた場合（13%超～80%未満）  
→  $\text{休業開始時賃金月額額の} 80\% = 7,000 \text{ 円} \times 30 \times 80\% = 168,000 \text{ 円}$   
 $\text{支給額} = 168,000 \text{ 円} - 150,000 \text{ 円} = 18,000 \text{ 円}$
- ③ 支給単位期間に賃金が17万円支払われた場合（80%以上）  
→ 支給されません。